

令和元年度第6回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所：令和元年8月6日（火）15:30～16:25 評議会室

出席者：廣川理事長、青木副理事長、倉茂理事、高橋理事、山根理事
林理事、木村理事、元永監事

欠席者：山本監事

事務局：久保田事務局次長、山田総務課長、辻財務課長、小椋経営企画課長、
澤村学生・就職支援課長、郡田教務課長、土淵地域連携・研究支援課長
杉田課長補佐、吉田主幹、鷺田副主幹

令和元年度第4回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録（案）について、原案を一部修正のうえ承認された。

議題

（審議事項）

1 滋賀県立大学発ベンチャー制度の創設について

土淵地域連携・研究支援課長から資料に基づいて説明があった。原案を一部修正のうえ承認された。

〔主な意見・質疑等〕

- ・第3条第2項について、修正案では「研究推進委員会の審議を経て」とされている。旧案では、「審議結果を踏まえ」とあることから、理事長が決定するにあたり、研究推進委員会の審議結果に拘束されないと読めるが、修正案では研究推進委員会の議決で決まると読める。理事長は、研究推進委員会の審議結果に拘束されるのか。
→拘束されるものではない。
- ・「研究推進委員会の意見を踏まえ」と修正したほうが、研究推進委員会の審議結果に拘束されないと読めるのではないか。
→ご指摘のとおり修正する
- ・修正案の様式第2号-1および様式第2号-2の結果通知書の文言は、旧案のとおり「認定する」あるいは「認定しない」とした方が良いのではないか。
- ・結果通知書の記の但し書きに示す条件が満たされて初めて認定することから、当該様式で「認定する」とは記載できず、「適合する」が正しいのではないか。
- ・要綱の第2条および第3条の文言からは、この段階で認定するものと読めるので、誤解されない文言を用いたほうが良いのではないか。
- ・認定する場合の認定証の交付について第3条第3項のなお書きに定められているが、「認定」についての定義が十分なされていない。認定に関する項を追加してはどうか。
- ・「認定の適否」を通知するのではなく、「滋賀県立大学発ベンチャーとしての適否」を決定するとし、そのうえで結果通知の様式に記載された条件を満たした場合に認定すると修正してはどうか。
→ご指摘を踏まえて修正する。

- ・各様式について、企業名を記載する箇所、代表者名を記載する箇所がわかるように整理したほうが良いのではないか。
- ・企業設立後の申請の場合であっても、申請者は代表者等の個人のみに限るという仕組みもあり得ると考えるので、整理しておいた方が良い。
→手引き等で記入例やQ&Aを示すなど、わかりやすく整理したい。

(報告事項)

1 書面議決の実施結果について

山田総務課長から資料に基づき報告があった。

2 オープンキャンパス2019の結果概要について

郡田教務課長から資料に基づき報告があった。